

【韓国】戦時徴用工個人の賠償請求権に関する韓国高等法院判決

菊池 勇次

(本稿は、海外立法情報課が執筆を依頼したものである。)

* 戦時中の国家総動員法下で日本に渡航、就労した徴用工が、日本企業に損害賠償及び未払賃金の支払を求めた訴訟において、2013年7月10日にソウル高等法院、7月30日に釜山高等法院がそれぞれ日本企業の損害賠償責任を認める判決を下した。

高等法院判決の要旨

1941年から1943年までの間に旧日本製鉄に徴用された韓国人4人が新日鉄住金を訴えた損害賠償請求訴訟（ソウル高等法院 2012 ㄴ 44947）及び1944年に旧三菱重工に徴用された韓国人5人が三菱重工を訴えた損害賠償及び未払賃金支払請求訴訟（釜山高等法院 2012 ㄴ 4497）において、高等裁判所に相当する各高等法院は、いずれも原告の請求を棄却した第一審判決を取り消し、ソウル高等法院では各原告に1億ウォン、釜山高等法院では各原告に最高8000万ウォンの慰謝料を支払うよう命じた。

事実認定においてソウル高等法院は、徴用過程は日本政府と旧日本製鉄による「組織的な欺罔による動員」であったとし、生命や身体に危害を受ける可能性が非常に高い劣悪な環境で危険な労働に従事し、賃金も強制的に貯金させられ、外出の自由もなく、脱出の企てが発覚した場合には過酷な殴打が加えられたと認定した。

同様に釜山高等法院も、徴用過程は旧三菱重工と日本軍人及び警察による「強制連行」であり、外出や手紙のやり取りを制限し、食事や宿舎も劣悪で規定の給与も支給されない等、劣悪な環境で危険かつ過酷な労働に強制的に従事させられ、広島への原爆投下後に原告らを救護せず放置する等の安全配慮義務違反もあったと認定した。

そして、両高等法院は、上記の一連の行為は朝鮮半島に対する違法な植民地支配及び侵略戦争の遂行と直結した反人道的な違法行為に該当するとし、各被告企業には原告らの精神的苦痛に対する賠償責任があると判示した。

法律上の判断において両高等法院は、原判決を破棄し、事件を原裁判所に差し戻した2012年5月24日の大法院判決（2009 ㄴ 68620）（「【韓国】戦時徴用工個人の賠償請求権に関する韓国大法院判決」本誌 252-1号参照）の判断に従い、①以前に原告の請求を棄却した日本の判決は、植民地支配及び徴用が合法であるという認識を前提にしており、韓国憲法の価値観と正面から衝突しているため承認できない。②旧日本製鉄と新日鉄住金、旧三菱重工と三菱重工の同一性について、企業再建整備法等の日本国内法を理由に、旧日本製鉄等の韓国国民に対する債務が免除される結果となるのは、公序良俗に照らして容認できない。③いわゆる日韓請求権協定（昭和40年条約第27号）の解釈については、日本の国家権力が関与した反人道的違法行為に関する損害賠償請求権が同協定の適用対象とされていたとみなすのは難しく、たとえ対象であっ

たとしても、外交的保護権が放棄されただけであり、個人請求権は同協定により消滅していない。④損害賠償の消滅時効については、同協定により損害賠償請求権が消滅していないという見解が注目を集め始めたのは1990年代後半以降であり、原告が韓国で提訴する時点まで、事実上、客観的に権利を行使できない障害事由があったと見るのが妥当であり、被告が消滅時効の完成を主張し、原告に対する債務の履行を拒絶することは、著しく不当かつ信義誠実の原則に反するもので許されないと判示した。

また、釜山高等法院では、裁判管轄権がない韓国の法院への提訴は不適法であるとの主張を被告側が行ったが、釜山高等法院は、①提訴の時点では三菱重工の釜山連絡事務所が存在していたこと、②被告は日本国と共に原告らを強制的に徴用しており、韓国国内においても一連の違法行為の一部が行われていること、③被害者である原告は全員韓国に居住しており、事案の内容は韓国の歴史及び政治的変動状況と密接な関係があることから、韓国は同事件の当事者及び事案と実質的な関連性があるといえ、裁判の管轄権を有すると判示した。

なお、慰謝料の額についてソウル高等法院は、長期間賠償が遅延したにもかかわらず、遅延損害金が全く加算されないという事情まで総合的に考慮すれば、被告が支払うべき慰謝料の額は、少なくとも1億ウォン以上であると見るのが妥当であるとし、原告が請求した1億ウォン全額の支払を命じた。

韓国政府の反応

2013年7月11日、外交部の趙泰永（チョ・テヨン）報道官は、今回のソウル高等法院の判決に関する記者からの質問に答え、①今回の判決が持つ意味、又はこれに関する韓国政府レベルの措置については、政府全体での対応が必要な事案として関連省庁と共に検討し、②現段階では確定していない民事訴訟について立場を表明することは適切ではないと考え、③戦時徴用工の賠償請求権問題が1965年の日韓請求権協定によって解決したか否かについても、現時点で政府が立場を明らかにすることは適切ではないと考え、関係省庁とともに検討を進めていくとコメントした。また、同報道官は、釜山高等法院判決後の2013年8月1日にも同様の立場を表明した。

なお、日本政府は2013年7月10日、菅義偉官房長官が「日韓請求権協定により、完全かつ最終的に解決済みというのが我が国の従来立場」であると表明した。

参考文献(インターネット情報は2013年9月24日現在である。)

- ・「서울고등법원 제 19 민사부 판결 사건 2012 나 44947 손해배상(기)」
<http://file.scourt.go.kr/AttachDownload?file=1373848820902_094020.pdf&downFile=2012 나 44947.pdf&path=003>
- ・「부산고등법원 제 5 민사부 판결 사건 2012 나 4497 손해배상(기)등」
<http://file.scourt.go.kr/AttachDownload?file=1375255287216_162127.pdf&path=003&downFile=2012 나 4497.pdf>
- ・「대변인 정례 브리핑(7.11)」 <<http://www.mofa.go.kr/news/briefing/index.jsp>>より